

第12 母子家庭の福祉

1 母子福祉の意義

児童が健全に成長していくためには正常な家庭環境の中で育てられることが最も望ましいことは言うまでもない。ところが病気その他の不幸によつて夫を失い、しかも幼ない児童をかかえた、いわゆる母子家庭の場合は、母親が一家の生計のいない手となり児童の養育をも果さなければならないという二重の責任を負わされ、母子ともに社会的、精神的、経済的に不安定な状態に置かれがちとなる。近時国の施策として「人づくり」の重要さがとり上げられているが、母子家庭の置かれているこうした状態を考えると、この家庭で育てられている児童の健全な養育については特に細かい配慮が必要である。母子福祉はこのような状態に置かれている母子家庭に対し国家社会の責任においてその生活を援助し、独立自活するうえに障害になつているいろいろな問題を取り除き、健全な家庭生活、家庭環境を作りあげることによつて児童福祉をも増進させることがその目的でなければならない。

第12 母子家庭の福祉

2 母子世帯の現状

昭和36年8月に行なつた全国母子世帯調査(第12-1表から 第12-4表参照)によれば、全国の母子世帯数は103万と推計されており、このうち約35%に当る36万世帯が義務教育終了前の児童と母親だけの世帯であり、母子福祉対策を最も強く推し進めていかなければならない階層である。次に、母子世帯の収入の状況を見ると、総数の約55%が2万円以下の収入となつている。なお、母子世帯の平均世帯人員は3.2人である。

第12-1表 全国母子世帯数

第12-1表 全国母子世帯数

(単位：1,000世帯)

	全 国	6 大 都 市	その他の都市	郡 部
31年8月1日現在 {推計値率}	1,150 100.0	170 14.8	500 43.5	480 41.7
36. 8. 1 現在 {推計値率}	1,029 100.0	160 15.6	517 50.2	352 34.2

資料：厚生省児童局「全国母子世帯調査」

第12-2表 世帯収入及び支出からみた母子世帯

第12-2表 世帯収入及び支出からみた母子世帯

(36年8月1日現在)

(単位：%)

	総 数	2,000円未済	2,000 ～3,999	4,000 ～5,999	6,000 ～7,999	8,000 ～9,999	10,000 ～14,999	15,000 ～19,999	20,000 以上	不 詳
収 入	100.0	0.18	0.96	3.59	6.78	8.07	19.76	15.56	44.77	0.33
支 出	100.0	0.2	0.9	3.7	7.3	9.4	21.7	17.1	39.4	0.3

資料：厚生省児童局「全国母子世帯調査」

第12-3表 母子世帯になつた原因

第12-3表 母子世帯になつた原因

(単位:%)

	総数	死 別					そ の 他						未婚 の母	不詳	
		総数	戦傷 病死	戦災死	病死	その他 の死別	総数	離婚	海外 在住	生死 不明	遺棄	身心 障害			長期 拘禁
31年8月1日 現在	100.0	77.9	24.2	1.9	47.6	4.2	20.1	14.6	0.4	1.0	2.5	1.5	0.09	1.9	0.09
36. 8. 1 現在	100.0	77.1	14.1		56.2	6.8	20.7	16.8	0.05	1.3	2.4	—	0.16	2.0	0.10

資料: 厚生省児童局「全国母子世帯調査」

第12-4表 子の年齢による世帯類型

第12-4表 子の年齢による世帯類型

(36年8月1日現在)

(単位: 1,000世帯)

	総 数	母と 0~15才 のみ	母と 16~19才 のみ	母と 0~15才と 16~19才	母と 0~15才と 20才以上	母と 16~19才と 20才以上	母と 0~15才と16~19 才と20才以上
推 計 値	1,029	360	170	108	87	199	106
百 分 率	100.0	35.0	16.5	10.5	8.5	19.3	10.2

資料: 厚生省児童局「全国母子世帯調査」

また、37年4月に実施した厚生行政基礎調査によつて母子世帯(この調査でいう母子世帯とは、18才以上60才未満の母が18才未満の子だけを扶養している世帯をいう。)に対する生活保護の適用状況を見ると、普通世帯の約10倍強に上つており、母子世帯が経済的にかなり低位にあることを示している。

戦後主として戦争未亡人及びその遺児に対する問題として採りあげられてきた母子世帯の問題は、年とともに一般的な母子問題へと変りつつあることは諸調査の結果により判然としてきている。そして母子世帯も経済発展の波に乗つてわずかながら生活内容が向上していることは確かであるが、依然として一般世帯との所得格差が著るしく、社会情勢の変化を最も敏感に受ける弱い立場に置かれている実情である。特に最近の複雑な世相を反映して離婚、遺棄、事故死等による母子世帯が漸増の傾向にあり、病死等による母子世帯に比し、その置かれた状態は一層深刻であるといえよう。

第12 母子家庭の福祉

3 母子福祉施策

(1) 母子福祉資金の貸付

経済的に恵まれない母子世帯に対して、これを経済的に自立できるように援助することは母子福祉の基本であるが、昭和27年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子世帯の母親に対しては生業資金、事業継続資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金及び38年度から住居を移すのに必要な転宅資金の貸付けが行われ、児童に対しては修学資金及び修業資金の貸付けを行なうほか、母子家庭の母や子が就職する際に必要な支度資金の貸付けが行なわれている。この法律により資金の貸付を受けられる母子世帯とは、夫と死別、離婚あるいは夫が生死不明、身体精神の長期障害等の状態にある女子で20才に満たない児童を扶養している者又はこれに準ずる者(未婚の母)であり、その資金の種類及び貸付条件は第12-5表のとおりである。

第12-5表 母子福祉資金の貸付条件等

第12-5表 母子福祉資金の貸付条件等 (38年4月1日現在)

貸付機関	貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付	据置期限	償還期限	利率							
都道府県及び指定都市	事業開始資金	母子家庭の母	20万円以内	その児童の就学又は実地修練の期間中	貸付の日から1年間	据置期間経過後	個人年3分(据置期間中は無利子)							
		母子福祉団体	100万円以内				6年以内	母子福祉団体年5分(据置期間中は無利子)						
	支度資金	母子家庭の母又は児童父母のいない児童	15,000円以内				上と同様	5年以内	年3分(据置期間中は無利子)					
	技能習得資金	母子家庭の母	月額1,500円以内				知識技能を修得する期間中の2年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	10年以内	上と同様				
	生活資金	母子家庭の母	本人月額1,000円以内扶養児童1人につき月額500円以内				上の貸付をうけている期間中	上と同様	10年以内	上と同様				
	事業継続資金	母子家庭の母	1回につき5万円以内				その児童の就学又は実地修練の期間中	貸付の日から6か月間	据置期間経過後	個人3分(据置期間中は無利子)				
		母子福祉団体	30万円以内							3年以内	母子福祉団体年5分(据置期間中は無利子)			
	住宅資金	母子家庭の母	1回につき10万円以内							上と同様	6年以内	年3分(据置期間中は無利子)		
	転宅資金	母子家庭の母	1回につき12,000万円以内							上と同様	3年以内	上と同様		
	修学資金	母子家庭の児童	高校月額1,500円以内							その児童が知識技能を習得する期間中の2年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	据置期間経過後	無利子	
		父母のいない児童	大学又は実地修練若しくは高等専門学校月額3,000円以内										卒業又は実地修練の終了後6か月を経過するまで	20年以内
	修業資金	母子家庭の児童	月額1,500円以内										その児童が知識技能を習得する期間中の2年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで
	父母のいない児童	月額1,500円以内	(厚生大臣が定めるものは無利子)	5年以内										

この資金の貸付けは昭和28年度から実施されたが、36年度までに母子世帯に貸し付けられた金額の合計は約100億7,000万円であり、貸付けを受けた者の総数は約48万人に達している。その年度別資金別の貸付状況は第12-1図及び第12-6表のとおりで、これによつて貸付傾向をみると、制度実施の28年度では生業資金及び事業継続資金(事業を続けていくのに必要な運転資金)の占める割合が89%となつていたが、年とともにこの割合が低下し、37年度では34.2%と著しい減少を示している。また、技能習得資金について見ると毎年1%にも満たない状況となつている。38年度から生業資金については、貸付額が10万円から20万円に引き上げられ、修学資金については、高校生に対する貸付額が増額され、修業資金について貸付金が無利子とされる等の改善が行なわれたので今後の活用が期待される。

第12-6表 母子福祉資金の種類及び貸付決定額の構成比率

第12-6表 母子福祉資金の種類及び貸付決定額の構成比率

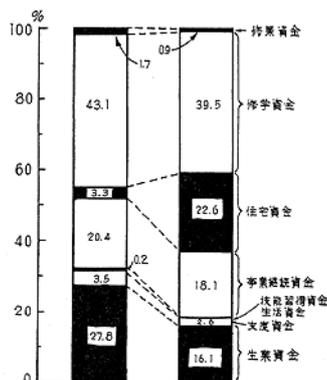
(単位:%)

	総数	生業資金	支度資金	技能習得資金	生活資金	事業継続資金	住宅資金	修学資金	修業資金
28年度	100.0	56.6	0.6	0.4	0.3	32.3	—	9.2	0.6
29	100.0	51.1	1.6	0.8	0.4	25.4	—	19.5	1.2
30	100.0	39.6	2.5	0.7	0.3	24.5	—	30.8	1.6
31	100.0	31.0	3.0	0.3	0.3	24.8	2.2	36.6	1.8
32	100.0	26.4	3.8	0.2	0.1	23.9	4.3	39.5	1.8
33	100.0	27.8	3.5	0.1	0.1	20.4	3.3	43.1	1.7
34	100.0	26.2	3.7	0.1	0.1	19.3	5.9	42.9	1.8
35	100.0	24.1	3.4	0.1	0.1	16.1	4.9	49.7	1.6
36	100.0	16.9	2.4	0.1	0.0	17.8	19.4	42.3	1.1
37	100.0	16.1	2.6	0.0	0.0	18.1	22.6	39.5	0.9

資料:厚生省児童局調べ

第12-1図 母子福祉資金の貸付決定額構成比率

第12-1図 母子福祉資金の貸付決定額構成比率



この法律にはこのほか母子世帯に対して相談、指導に当る母子相談員制度及び母子家庭の母親の就労を容易にするため、母子家庭の母が公共施設内に売店等を設置したり、たばこ小売人指定を受けようとする場合、これを優先的に許可すること等が定められている。

母子相談員は各都道府県の非常勤職員として各福祉事務所に置かれ、母子家庭の身上相談、生活相談等各般の相談に応じている。その数は38年4月1日現在全国に942名である。

第12 母子家庭の福祉

3 母子福祉施策

(2) 母子福祉年金及び児童扶養手当

次に前述の貸付金制度と相まって、最近著じるしく改善され、充実されてきた対策に年金等所得保障の対策がある。母子世帯の自立に所得保障の必要性が痛感され、昭和34年度から国民年金法により義務教育終了前の児童をかかえたいわゆる死別母子世帯に母子福祉年金が支給されることになり、母子福祉が大きく前進したが、次いで、37年からさらに対策を拡大して、離婚等生別母子世帯に対して、児童扶養手当法により児童扶養手当が支給されることになった。支給件数その他は第12-7表のとおりである。なお、対象児童の範囲を拡大し、結核(非結核性の呼吸器疾患を含む。)又は精神病による障害者についても、外部障害を有する者と同様に、手当を支給することとし、また扶養義務者の所得制限の緩和を図るため第46回国会に国民年金法及び児童扶養手当法の一部改正案を提出している。

第12-7表 児童扶養手当受給世帯の構成比率

第12—7表 児童扶養手当受給世帯の構成比率
(38月3年末現在)

(単位：%)

	総数	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚の母子世帯	廃疾者世帯	その他の世帯	
		離婚世帯	その他					
総数	100.0	41.2	17.1	7.4	15.4	9.7	9.2	
児	1 人	57.9	25.4	7.4	3.4	12.3	3.5	5.8
2	27.2	11.1	5.7	2.3	2.3	3.5	2.3	
童	3	10.9	3.6	2.8	1.1	0.6	1.9	0.8
4	3.2	0.9	1.0	0.4	0.1	0.7	0.2	
数	5	0.7	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1
6 以上	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第12 母子家庭の福祉

3 母子福祉施策

(3) その他の福祉施策

以上のほか現在実施されている母子福祉対策としては生活保護法による母子加算,住宅対策として第二種公営住宅のうちに一定戸数を母子世帯向住宅として確保,入居させること(昭和38年度までに5,146戸建設),保護を要する母子に対しては,児童福祉法により母子寮に入所させて,これを保護することとしている。母子寮の数は,38年11月1日現在643か所で,入所定員は1万3,415世帯である。

また,課税の面では寡婦に対する所得税額控除(6,000円),地方税の非課税措置(前年所得18万円)等がある。さらに35年度から母子福祉センターが設置され,生活相談,技能習得等の事業を行なっているが,38年まで全国で12か所設置されている。また,38年度から新らしく実現した制度に母子休養ホームがある。母子家庭は一般に精神的,経済的に不安定な状態に置かれており,これによる持続的な緊張感が,いつか生活の疲労となり,健康を損なう一困ともなり,ひいては母と子の結びつきを疎遠にし,児童の養育の悪影響を及ぼす場合が多いと考えられる。母子休養ホームは,低所得の母とその子のために,国や都道府県が進んで休養の機会と場を与えようという趣旨からつくられたものである。初年度の38年度は4か所が設置されることになっている。母子休養ホームは母子福祉の新しい分野を開くものとして今後の発展が期待されている。

第12 母子家庭の福祉

3 母子福祉施策

(4) 母子福祉法の制定へ

母子福祉関係諸施策は前述のように各分野にわたって進展をみているが、老人福祉法の制定を機として母子福祉法制定の気運は母子福祉関係者を中心として急速に高まつてきた。政府、国会においても早急に本法案の立案を急ぐこととし、第46通常国会に現行母子福祉資金の貸付等に関する法律による施策を中心とした母子福祉法案を提出することとしたのである。本法案の骨子となつてい

ア 総則において母子福祉の基本理念を明確にしたこと。

イ 福祉の措置として

(ア) 現行母子福祉貸付金制度を本法案に吸収したこと。

(イ) 母子家庭に対する住宅、雇用促進について規定していること。

(ウ) 母子福祉施設に関する規定を設けていること。

等である。
